

行政監査結果報告書

「長期継続契約制度の委託契約における 運用状況」

平成25年 3 月

神奈川県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、本県における長期継続契約に関する事務の執行について監査を行い、同条第9項及び第11項の規定に基づき監査結果に関する本報告を合議により決定した。この報告は、同条第9項の規定により、議会及び知事並びに関係のある教育委員会、人事委員会、公安委員会及び労働委員会に提出するとともに公表するものである。また、本報告書には、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見を「第4 監査委員の意見」として併記している。

平成25年3月27日

神奈川県監査委員	真	島	審	一
同	高	岡		香
同	長	峯	徳	積
同	持	田	文	男
同	鈴	木	ひ	でし

行政監査結果報告書

目次

第1	監査の対象	1
1	監査のテーマ	1
2	監査のテーマ選定理由	1
3	監査の背景	1
(1)	長期継続契約の概要	1
(2)	本県の取組状況	3
(3)	他都道府県の状況	4
第2	監査の実施	4
1	監査実施方針	4
2	監査実施期間	4
3	監査実施対象機関	5
4	監査の実施方法	5
(1)	本県の所属に対する調査	5
(2)	受託者に対する調査	5
(3)	他都道府県に対する調査	5
5	監査実施の着眼点	6
(1)	既に長期継続契約の対象となっている委託業務について	6
(2)	現在、長期継続契約の対象となっていない委託業務について	6
(3)	制度運用について	6
第3	監査の結果	6
1	着眼点ごとの調査結果	6
(1)	既に長期継続契約の対象となっている委託業務について	7
(2)	現在、長期継続契約の対象となっていない委託業務について	13
(3)	制度運用について	21
2	監査の結果	28
第4	監査委員の意見	29
1	制度の運用の充実に資するための意見	29
2	制度の定着に資するための意見	30
3	制度導入の効果の拡大に資するための意見	31
資料		
1	一次調査結果の概要	33
2	根拠法令等	41

第1 監査の対象

1 監査のテーマ

長期継続契約制度の委託契約における運用状況

2 監査のテーマ選定理由

「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成17年神奈川県条例第87号。以下「本県条例」という。）の施行後7年が経過したことから、監査委員として、制度導入の効果及び運用上の課題の有無について調査・検証する必要があること及び行政改革の流れの中で県の事務の外部委託化が進んでおり、現行の制度運用と所属の執行状況・商慣習との間に齟齬が生じていないか調査・検証を行う必要があること

3 監査の背景

(1) 長期継続契約の概要

ア 地方自治法の規定

長期継続契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」の規定に基づいて締結する契約であり、法第214条が「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。」と規定していることの例外になっている。すなわち、予算において1件ごとに明示する債務負担行為によることなく翌年度以降にわたり複数年度にわたる契約を締結できる制度であり、会計年度独立の原則の例外規定である。

イ 法の改正経過

昭和38年改正

長期継続契約の根拠規定である法第234条の3は、昭和38年の法改正により新設されたものであるが、制定当初は「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは公衆電気通信の役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなけ

ればならない。」との規定であり、現行の「その他政令で定める契約」はなかった。

改正当時の自治省行政課の解説によれば、制定の趣旨は、電気、ガス若しくは水の供給若しくは公衆電気通信の役務の提供を受ける契約が普通地方公共団体が行政運営を行っていく中で一日も欠かすことのできないものであり、毎年更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結できるとするのが合理的であること、不動産を借りる契約も電気、ガス等の契約と同様に長期にわたって契約を締結することが実情であり、毎年更新を繰り返す不合理をなくすために規定されたものであるとのことである。

平成16年改正

その後、社会経済情勢や情報通信技術等の変化に伴い、コピー機やパソコン等のOA機器なども行政運営を行っていく中で欠かせないものとなったが、これらを借り入れるための契約の締結方法が商慣習上複数年にわたる契約であり、商慣習に併せ翌年度以降にわたる契約を締結することが円滑な事務の遂行にとっても適切であるとして、平成16年の地方自治法改正（以下「16年法改正」という。）により同条に「その他政令で定める契約」が追加された。法の規定を受けた地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17では、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされ、長期継続契約を締結することができる対象範囲が拡大された。

ウ 16年法改正の趣旨

16年法改正に係る総務省自治行政局長通知（平成16年総行第143号。以下「自治行政局長通知」という。）では、上記に該当する契約とは「商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になる」として、OA機器を借り入れるための契約、庁舎管理業務委託契約等が例示されている。

また、自治行政局長通知では「契約の締結に当たっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者との契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべきであること。」を併せて通知している。

なお、雑誌「地方自治」に掲載された総務省行政局行政課担当者の

解説によれば、令第167条の17に規定された「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」とは、旧法から長期継続契約が認められていた契約の意義を敷衍^{えん}して規定されたものであり、具体的な契約の範囲については、地方公共団体の自主性を尊重するため、この定性的な定義に合致するもので、条例で定めるものとされたとのことである。

(2) 本県の実況

ア 条例、規則

上記の16年法改正を受け、本県条例及び「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」（平成17年神奈川県規則第150号。以下「本県規則」という。）が制定・施行された。

本県条例では、第1号において「事務用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上1年を超える契約期間を設けることが一般的であると認められるもの」として物品を借り入れる契約を、第2号において「機械警備、情報処理その他の役務の提供を受ける契約であって、1年を超える期間継続して役務の提供を受ける必要があると認められる業務に係るもの」として役務の提供を受ける契約について規定し、具体的な契約の種類については規則に委ねている。そして、本県規則では、第2号の役務の提供を受ける契約について、次のとおり定めている。

- 1 機械警備業務、スクールバスの運行の業務その他の業務を遂行するために必要な設備、機器等を備え、及び使用する必要がある業務であって、商慣習上1年を超える契約期間を設けることが一般的であると認められるものの委託に係る契約
- 2 条例第1号の規定に該当する契約の項に掲げる契約に係る物品の保守点検業務の委託に係る契約
- 3 情報処理業務の委託に係る契約
- 4 医療事務の委託に係る契約
- 5 臨床検査業務の委託に係る契約（1の項に掲げる契約を除く。）
- 6 入院患者に対する給食業務並びに福祉施設の入所者及び通所者に対する給食業務の委託に係る契約
- 7 放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の委託に係る契約
- 8 職員の給与、旅費等の支給及び福利厚生に関する事務の委託に係る契約[平成19年1月改正により追加]
- 9 自動車取得税及び自動車税に係る申告書等の受付並びに納付書及

び納税証明書の作成及び交付並びにこれらの県税の収納に関する事務の委託に係る契約[平成21年6月改正により追加]

イ 条例見直し

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく条例の見直しについては、平成23年第3回神奈川県議会定例会において、条例主管課である予算調整課が「現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。」と報告している。

(3) 他都道府県の状況

本県以外でも、43都道府県で長期継続契約に関する条例を制定している。予算調整課の調査によると、役務の提供を受ける契約の対象として、比較的多くの都道府県で位置付けられている委託業務には、事務用機器等の保守管理に係る業務、機械警備業務、複写サービスに係る業務、情報処理に係る業務、医療に係る業務などがある。本県では対象とされていないが他都道府県で対象としている委託業務には、庁舎管理関係業務（警備、清掃、設備保守管理）、旅券の発給業務、県政広報業務、魚類種苗生産等業務などがある。

第2 監査の実施

1 監査実施方針

長期継続契約は、業務を遂行するために必要な設備、機器等を備え、使用する業務などについて、複数年度にわたって契約することを可能とする制度であり、事業者にとって初期投資（必要な設備、機器等及び人材育成等）などの費用を計画的に回収することが可能となることから、新規事業者の参入が促進され、競争性の向上が期待でき、結果的に県の契約金額の削減につながる可能性がある。

こうした点を踏まえ、監査実施方針を次のように定めた。

ア 既に長期継続契約を締結している業務について、その後の運営状況を把握し、どのような効果がでているか、事務執行が適正に行われているか、運用上の課題はないかについて調査・検証する。

イ 今後、長期継続契約の対象とすることが望まれる業務はないかとの視点から長期継続契約の適用範囲の拡大の必要性を調査・検討する。

2 監査実施期間

平成24年7月から平成25年3月まで

3 監査実施対象機関

知事部局、企業局、教育局、警察本部、各委員会所管の全所属（604所属）

4 監査の実施方法

(1) 本県の所属に対する調査

ア 一次調査

対象所属に対し、本県条例第2号の規定に該当する長期継続契約を既に締結しているもの、平成23年度に執行した単年度契約で、契約額が100万円を超える役務費及び委託料のうち、翌年度以降にわたり役務の提供を受ける必要があるものについて調査票による回答を求めた。

調査項目は、既に長期継続契約を締結している場合は、長期継続契約としたことによるメリットや運用上の課題の有無等を、単年度契約を締結している場合は、単年度契約による課題や当該契約を長期継続契約にした場合のメリット、業務の専門性、業務の特性等とした。

イ 二次調査

一次調査で回答のあった契約の中から、さらに調査・検証が必要な次の業務に係る契約を抽出し、担当者から対面で説明を聴取した。

長期継続契約を締結している業務のうち運用状況について把握が必要な8業務に係る7所属

新たに長期継続契約の適用範囲の拡大が必要と思料される業務等15業務に係る11所属

共通の課題があると思料される情報システムを所管する4所属

条例を所管する1所属

合計23業務に係る17所属（一つの所属において複数業務を調査している場合がある。）

(2) 受託者に対する調査

法第199条第8項の規定に基づき、長期継続契約の契約金額が単年度契約時と比べ低下している業務の受託者のうち4者に対し、金額低下の要因、長期継続契約であれば契約金額を安価にできる理由などについて照会し3者から回答を得た。

(3) 他都道府県に対する調査

他都道府県で長期継続契約の対象としている業務等の状況について調査するため、予算規模が本県と同程度の9都道府県（予算規模の順に東

京都、大阪府、北海道、兵庫県、愛知県、（神奈川県）、埼玉県、千葉県、福岡県、静岡県）に対し照会を行い、全ての都道府県から回答を得た。

5 監査実施の着眼点

本県での条例に基づく長期継続契約の運用が、法令の趣旨、所属の実態及び他都道府県の規定状況と差異がないか調査・検証するため、着眼点を次のように定めた。

(1) 既に長期継続契約の対象となっている委託業務について

- ア 経済性の向上が図られたか
- イ 県民サービスや業務効率の向上が図られたか
- ウ 履行期間中、業務の品質確保について工夫しているか
- エ 業者選定時に競争性を確保する取組がなされているか
- オ 運用上の課題はないか

(2) 現在、長期継続契約の対象となっていない委託業務について

- ア 長期継続契約の適用により、安定的な県民サービスの提供や業務効率の向上につながるものはないか
- イ 受託者において、複数年の契約を前提とした投資を行うことが経済的であり、結果として契約額の低減が期待できるものはないか

(3) 制度運用について

- ア 本県条例及び本県規則は法の趣旨に沿ったものとなっているか、他都道府県の条例等と比べてどうか
- イ 業務に支障をきたしていないか

第3 監査の結果

1 着眼点ごとの調査結果

既に長期継続契約を締結している契約について記載を求めた調査票1では227件、単年度契約を締結している契約について記載を求めた調査票2では712件、合計で939件（複数契約を1件としているものがある。）の回答があった。

一次調査の結果及びその主な回答（巻末資料1参照）を踏まえて行った二次調査の結果を前記「第2」「5 監査実施の着眼点」ごとに次のとおり整理した。

(1) 既に長期継続契約の対象となっている委託業務について

ア 経済性の向上が図られたか

長期継続契約では、契約期間中の費用回収が確実なことから新規事業者の参入が促進され競争性が増すと考えられるため、実際に契約金額に変化はあったかについて調査した。

【調査結果】

単年度契約時と契約条件が同一であると回答のあった長期継続契約については、全ての契約で契約金額が低下しており、経済性の向上が認められた。（「第3 監査の結果」「2 監査の結果」、「第4 監査委員の意見」2）

一次調査では、「単年度契約時の契約金額に比べ、契約金額が低減した」との回答が多く見られた。

一次調査で単年度契約時と契約条件が同一であると回答のあった契約について、単年度契約時の契約金額と長期継続契約における年割額を比較したところ、契約金額が約20%～60%（平均29.4%）、合計で2億9千万円強低下していた。

具体例をあげると、次のとおりである。

[事例1]

委託業務名[所属名]	コンピュータセンターの入出力装置操作業務 [総務局・情報システム課]
業務の内容	電子計算組織における入出力装置の操作、入出力帳票・入出力記憶媒体等の受け渡し等を行う業務
長期継続契約に関する所属の説明	平成21年度の単年度契約に比べ、契約金額が20.3%低下した。

[事例2]

委託業務名[所属名]	放置車両の確認と標章の取付けに関する委託 [警察本部・駐車対策課]
業務の内容	放置車両を確認し、標章を取付ける業務
長期継続契約に関する所属の説明	平成19年度（H19.8.1～H20.3.31）及び平成20年度（H20.4.1～H20.7.31）に締結した単年度契約に比べ、契約金額が27.9%低下した。

[事例3]

委託業務名[所属名]	機械警備業務 [県民局・公文書館 / 商工労働局・産業技術センター計量検定所、産業技術短期大学校 / 環境農政局・農業技術センター、湘南家畜保健衛生所 / 教育局・神奈川工業高等学校ほか68校]
業務の内容	警備用機器及び付帯機器による監視、異常事態への対応業務
長期継続契約に関する 所属の説明	単年度契約時に比べ、契約金額が低下した。 (監査事務局の集計では、全体で60.1%低下していた。)

上記のうち、設備投資が携帯端末程度である事例2について、受託者に契約金額低下の要因について照会したところ、業者間の競争が激しいこと、長期継続契約であれば複数年継続して収入を確保できるため、効率的、計画的な経費投入により契約額を低くできることが要因であると回答があった。

イ 県民サービスや業務効率の向上が図られたか

長期継続契約では、受託者による積極的な設備投資、人材育成や業務従事者の経験の蓄積により委託業務の質が向上すると考えられるため、実際に県民サービス、業務効率の向上が図られたかについて調査した。

【調査結果】

長期継続契約を締結している大半の契約において、受託者の業務スキルの向上やノウハウの蓄積により安定的な県民サービスが提供され、さらに、受託者への関与や調達事務に係る負担が軽減したことにより業務効率が向上した事例が見られた。(「第3 監査の結果」「2 監査の結果」、「第4 監査委員の意見」1)

調査では、「年度切り替え時の委託レベルの低下が減少あるいは解消した」、「受託者での人材育成、ノウハウの蓄積が行われ、一定レベルの品質確保ができる」、「受託者からの適切な助言や緊急時、災害時の迅速な対応が期待できる」、「受託者との連携が密になり業務運営が円滑になる」、「契約に係る事務の負担が軽減した」など、県民サービスや業務効率が向上したとの回答が多くあった。

具体例をあげると、次のとおりである。

[事例 4]

委託業務名[所属名]	自動車税コールセンター運営業務の委託 [政策局・自動車税管理事務所]
業務の内容	自動車取得税及び自動車税に係る県民からの問い合わせへの対応、自動車税の納税義務者に対する納付の呼びかけ業務
長期継続契約に関する所属の説明	税制度の説明には一定の専門性が必要となるため、長期継続契約とすることにより、受託者の業務スキルの維持・向上を図ることが可能となり、高品質で安定的な業務運営ができる。

[事例 5]

委託業務名[所属名]	自動車取得税及び自動車税申告書受付等業務委託 [政策局・自動車税管理事務所]
業務の内容	自動車取得税及び自動車税の申告書の受付、確認業務
長期継続契約に関する所属の説明	長期継続契約とすることにより、業務を行う上で必要となる知識の蓄積ができ、高品質で効率的、安定的な業務運営ができる。

[事例 6] (事例 1 と同一契約)

委託業務名[所属名]	コンピュータセンターの入出力装置操作業務 [総務局・情報システム課]
業務の内容	電子計算組織における入出力装置の操作、出入力帳票・出入力記憶媒体等の受け渡し等を行う業務
長期継続契約に関する所属の説明	当業務は、当初から外部委託してきたため職員は業務に従事した経験がなく、契約更新の都度、職員が現受託者から操作方法等を習得し次期受託者に引き継いでいるが、長期継続契約とすることによりこうした業務が軽減され、また、業務に係る受託者のスキルが維持されるため、年度当初から安定的な運用ができています。

ウ 履行期間中、業務の品質確保について工夫しているか

長期継続契約では、契約期間が長いこと、万が一履行状況が不良な受託者と契約した場合の対応やマンネリによる履行不良の発生懸念など、単年度契約に比べ履行状況の品質管理が重要になると考えられるため、業務の品質確保のための工夫を行っているか調査した。

【調査結果】

長期継続契約を締結している契約を種類別に見ると、大半の種類において、受託者との意思疎通や発注する業務内容の明確化など業務の品質確保について工夫している事例が見られた。 (「第 4 監査委員の意見」1)

調査の結果、機械警備業務では特に工夫していないとする事例も少

なくなかったが、これは、異常事態発生時に受託者が対応するという業務形態に起因すると考えられる。一方、機械警備以外の業務では、「定期的な打ち合わせの場を設け問題点などの検討、改善を図っている」、「報告書をもとに必要に応じ協議している」、「毎日の報告を求めている」など、受託者との意思疎通を図ることによる品質確保の工夫が多く見られた。

また、県の求める内容や品質等を明確に示すため仕様書の内容をより詳細に定めたという事例も多くあった。

具体例をあげると、次のとおりである。

[事例 7]

委託業務名[所属名]	神奈川県営水道お客さまコールセンターの設置及び運営業務委託[企業局・経営課]
業務の内容	県営水道利用者からの電話・FAXによる各種問い合わせ・申込み等の対応、対応を記録するシステムの開発等コールセンター運営業務
長期継続契約に関する所属の説明	全ての着信に対する応答率が90%を下回った場合には支払額を減額する旨を契約書に盛り込み、一定水準以上の履行を求めている。また、業務上の疑問や不明な点等について県と調整する定例ミーティングを行い、課題解決を図ることで品質確保している。

[事例 8] (事例 2 と同一契約)

委託業務名[所属名]	放置車両の確認と標章の取付けに関する委託[警察本部・駐車対策課]
業務の内容	放置車両を確認し、標章を取付ける業務
長期継続契約に関する所属の説明	定期的に未通告で駐車監視員の活動状況を確認し、必要に応じ是正指導を行っている。また、活動状況の確認結果は取締りの誤りや県民からのクレームの有無などと合わせ次回の総合評価の実績点に反映することで品質確保している。

エ 業者選定時に競争性を確保する取組がなされているか

長期継続契約においては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者との契約を締結する必要性から競争性を確保しつつ適切な業者選定を行う必要がある。これについて、どのような取組がなされているか調査した。

【調査結果】

価格だけでなく業務能力や財務をはじめとする組織基盤などを総合的に評価して業者を選定している事例があった。（「第4 監査委員の意見」1）

一次調査では、長期継続契約を締結している大半の契約において、入札日程を早期にする、仕様書の内容を明確にするなどの方法により競争性確保の工夫をしていると回答があった。その中には、総合評価方式競争入札を採用している次の事例もあった。

[事例9]（事例2及び事例8と同一契約）

委託業務名[所属名]	放置車両の確認と標章の取付けに関する委託 [警察本部・駐車対策課]
業務の内容	放置車両を確認し、標章を取付ける業務
長期継続契約に関する 所属の説明	入札価格に加え、業務遂行体制などの業務能力や社会貢献状況等他の条件を審査することにより落札者を決定する総合評価一般競争入札が採用されており、新規参入者と既受託者間の価格及び品質面での競争性が確保されている。

オ 運用上の課題はないか

長期継続契約では、翌年度以降の業務内容、業務量、委託金額も契約書に盛り込まれるため、契約締結後に事情の変更が生じた場合の対応など運用上の課題が生じていないかについて調査した。

【調査結果】

事務処理が不適切な事例は認められなかった。

しかし、長期継続契約の新たな適用を、部局も交えてより効果的、効率的に検討するために必要な情報の提供方法や提供内容について課題が見受けられた。（「第4 監査委員の意見」2）

(ア) 契約締結後の事情変更

長期継続契約締結後、契約を変更していた事例は1件であり、書類の内容を確認したところ、適正に事務処理が行われていた。

各所属では、契約締結後に契約変更が必要となる事情が極力生じないよう、あらかじめ複数年の事業計画を精査した上で長期継続契約締結の適否を判断し、業務量の変動等が予測され委託金額の算定が困難な場合には単年度で契約するなど、状況に応じた事務処理を行っていた。

(イ) 長期継続契約の適用対象の周知

長期継続契約の適用対象である委託業務について、これまで単年度契約を行っていたが、部局の関与が長期継続契約の適用につながった次の事例があった。

[事例10]

委託業務名[所属名]	博物館情報システム運用支援業務委託[教育局・歴史博物館]
業務の内容	博物館情報システムに関する運用、保守及びシステム計画策定の支援業務
長期継続契約に関する所属の説明	これまで、単年度契約を締結していたが、教育局機種選定会議の際に長期継続契約にしないのか質問があり、検討した結果、平成24年度から実施した。

一方、長期継続契約を希望しながら、条例の適用対象であることを知らずに単年度契約を締結していた事例があった。この背景には、適用の妥当性を判断する上で、次のとおり、長期継続契約の具体的な対象や関係規定の所在が分かりにくいという状況がある。

長期継続契約に関する通知等は、庁内ポータル上の異なる場所に掲載されているため、これらを承知していなければ、該当する具体的な契約区分は分からない状況となっている。

さらに、予算調整課の通知で、長期継続契約の考え方を示しており、「専門性が高く、安定的かつ円滑な役務の提供を必要とする業務の委託」として5種類の業務を列挙しているが、これらが、どのような点で専門性が高いと認められたのか明確でない。

そのため、仮に単年度契約で不都合が生じている場合でも、所属として新たに長期継続契約の対象として検討に値するものなのかどうかの手がかりがないという状況である。

長期継続契約については、庁内ポータル内に本県条例、本県規則が掲載されており、関係する予算調整課、会計局指導課、情報システム課もそれぞれ以下のとおり通知等を掲示している。

- 予算調整課 ・ 「長期継続契約を締結することができる契約の取扱いについて」(平成17年10月18日付け財第135号財政課長通知。以下「財政課長通知」という。)
- 会計局指導課 ・ 「長期継続契約にかかる注意事項」
- 会計局指導課 ・ 「長期継続契約を締結する場合の契約事務について」(平成17年10月18日付け出指第43号指導課長通知)

- ・「長期継続契約締結にかかる参考資料等について」(平成 18 年 2 月 1 日付け所属担当者あて通知)

情報システム課 ・「神奈川県情報システム調達ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)

情報処理を例にとると、条例では「機械警備、情報処理その他の役務の提供を受ける契約」と表現され、規則では「情報処理業務の委託に係る契約」、財政課長通知で「情報処理システムの保守管理・運用業務の委託」と具体的な内容が段階的に示されており、ガイドラインの案件別の推奨調達方式の項において、システムの運用・保守に該当するものとして次のとおり区分されている。

システム改修、 運用・監視、 機器操作、 ヘルプデスク、 データパンチ、 機器等賃貸借、 機器保守、 ソフトウェア保守

このうち、システム改修、データパンチ以外の区分が長期継続契約の対象であることが示されている。

(ウ) 長期継続契約の契約期間

長期継続契約の契約期間について、自治行政局長通知では「更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者との契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要がある」としている。

本県規則では、機械警備等、業務をするために必要な設備、機器等を備え、及び使用する必要な業務については「備え、及び使用する設備、機器等の耐用年数」、長期継続契約を締結した借り入れ物品の保守点検業務については「借り入れる物品の耐用年数」、その他の委託業務については「3年」とすることを原則としている。

一次調査では、長期継続契約としたことによる課題として、機械警備業務について、契約期間と機器の実質的な使用期間との乖離を懸念する声もあったが、今回の監査では問題とするには至らなかった。

(2) 現在、長期継続契約の対象となっていない委託業務について

ア 長期継続契約の適用により、安定的な県民サービスの提供や業務効率の向上につながるものはないか

一次調査では、単年度契約による課題(現在生じている業務の支障)として、「受託者の切替時、業務に慣れるまで職員のサポートが必要である」、「業務に必要な能力の習得に時間を要し、県民サービ

スに影響が生じている」、「年度をまたぐ利用者に継続的な支援ができない」、「撮影等番組制作期間の不足から、年度当初の業務履行に支障が生じている」などの回答があった。

そこで、一次調査結果の中から、さらに調査が必要な事例を二次調査し、次のとおり分類した。

(ア) 年度ごとに受託者が変更することのマイナス面が大きいもの

年度ごとに受託者が変更することで、県民サービスの提供や業務効率の低下が生じていないか調査した。

【調査結果】

複数年にわたる契約を締結することで年度ごとの受託者変更に伴う委託レベルの低下がなくなり、安定的な県民サービスや委託業務の質、業務効率の向上や経済性、競争性の向上につながると考えられる業務があった。（「第4 監査委員の意見」1）

具体例をあげると、次のとおりである。

a 専門性を必要とする反復的な事務処理業務

専門的知識や窓口対応等の経験の蓄積が必要な業務は、長期継続契約とした場合の効果として、安定的、効率的な業務運営が確保され県民サービスの向上につながる。また、受託者としても研修等の人的投資の複数年での回収が確実となるため委託費用の低減も期待でき、新規参入者にとっても人的投資回収期間が確保できるため競争性が高まると考えられる。

[事例11]

委託業務名[所属名]	一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内等業務委託 [県民局・パスポートセンター]
業務の内容	一般旅券申請窓口における申請書受付・内容審査・旅券作成・交付業務及び発給手続等の照会に対する電話案内業務
長期継続契約に関する 所属の説明	旅券業法の知識及び窓口業務のノウハウを習得するため、受託者の交代時には1月以上の研修が必要である。4月はゴールデンウィークを控え発行数が多い時期であるため、毎年の受託者変更は、委託職員の業務不慣れ等による窓口審査等の著しい停滞・誤作成の増加などにより、県民サービスの低下を招くことが懸念される。なお、近年は、入札により同一の業者が受注している。

b 調査研究業務

調査研究業務では、1年で業務終了するものはまれであり、文部科学省の科学研究費助成事業では研究期間が1年のものは限られ、多くは1～3年、3～5年、5年など複数年となっていることから研究分野での複数年契約は商慣習と考え得る。

[事例12]

委託業務名[所属名]	対照流域調査地流域水収支研究委託 [環境農政局・自然環境保全センター]
業務の内容	水源環境保全・再生施策として森林で行なわれる事業実施効果を検証するため、事業実施前の対象地域における水の流量や水質等を把握することを目的とする調査研究業務
長期継続契約に関する 所属の説明	施策効果の検証については、手法が確立されていない未成熟分野であるため、どのようなデータを取るのが適切か、得られたデータをどのように解析するかなどモニタリング手法も含め開発していくものであり、絶えずPDCAサイクルによる修正を行っていく必要があるが、単年度契約では業者変更の可能性があるため、前年度に蓄積されたデータやノウハウが活用できない懸念がある。なお、現在は、次年度の業務について、事前公募により他の受託者が存在しないことを確認の上、随意契約としている。

c 相談・支援業務

キャリアカウンセリングや相談・支援業務では、同じカウンセラーが継続して相談を受けることで効果的な支援につながることから、個人情報引継ぎ、年度をまたがる相談者への対応の観点からは受託者の変更が少ないことが望ましい。

[事例13]

委託業務名[所属名]	若年者就業支援事業実施業務委託 シニア・ジョブスタイル・かながわにおける就業支援事業業務委託[商工労働局・雇用対策課]
業務の内容	キャリアカウンセリングやセミナーの実施による若年者、中高年齢者に対する就業支援業務
長期継続契約に関する 所属の説明	単年度で受託者が変更となった場合には、主要な委託内容であるキャリアカウンセリングについて、個人情報の引継ぎに時間を要し、年度末、年度当初の業務に支障が生ずる可能性があり、引き継がれたとしても年度をまたがる相談者については、新たなカウンセラーに経歴等を一から説明する必要がある。また、長期継続契約が可能となれば、広報に時間を要

	<p>するため単年度契約では実施できない4・5月のセミナーや年度をまたぐ連続セミナーの開催が可能となり、求職者のやる気が旺盛な時期にタイムリーな事業打ち出しができる。</p>
--	---

d 庁舎管理関係業務

広域災害発生時の災害対策拠点施設、NPO等活動団体や会議室利用者など多くの県民が利用している施設、特別高圧電気施設等を有し試験研究機関として施設の一部を24時間365日恒温恒湿に保つ必要がある施設、警察業務特有の設備等を有している施設、歴史資料の展示施設であるため、業務の円滑な遂行の面からは、一時的であっても履行水準の低下を来すような受託者の変更は望ましくない。

[事例14]

委託業務名[所属名]	庁舎総合設備保守管理業務委託 [安全防災局・総合防災センター]
業務の内容	各種設備の運転監視制御、巡視点検業務
長期継続契約に関する 所属の説明	当施設は、消火訓練のための環境装置（排煙、消火水浄化）、中央監視装置を有し365日対応が必要であるため、受託者が変更となった場合には、設備の取扱い等のノウハウの習得に2、3週間を要し、即時対応は難しい。

[事例15]

委託業務名[所属名]	警備保安等業務委託 [県民局・かながわ県民活動サポートセンター]
業務の内容	警備保安業務及び駐車場使用料徴収業務
長期継続契約に関する 所属の説明	当施設は、横浜駅至近の場所にあり、NPO等の活動団体のほか会議室利用者など多くの県民が利用している施設であり、開所時間も長いため、警備は24時間365日の委託である。消防法の定めにより防災センターが置かれており、警備業務のほか消防用設備等の監視・操作や駐車場管理業務、1階ロビーでの案内など広範な業務が対象である。仕様書に書ききれない細かな業務について、現受託者と引継ぎをする期間として2週間程度必要であり、受託者が変更となった場合は、年度当初から業務を十分に習得するまでの間は、混乱を来すことが考えられる。なお、近年では業者間の引継ぎが適切に行われたこと、過去に受託経験のある業者が受託したことなどから実際の混乱は生じていない。

[事例16]

委託業務名[所属名]	設備等管理業務委託[商工労働局・産業技術センター]
業務の内容	設備等点検等保守、中央監視装置運転・監視、電話交換業務
長期継続契約に関する 所属の説明	当施設は、県内でも数少ない設備（特別高圧電気施設等）を有し、試験研究機関として試験環境を24時間365日恒温恒湿に保つ必要がある施設がある。所内設備は相互に関連しており、一設備の誤操作で他設備に影響がでる可能性があり、特に特別高圧施設等の電気設備の管理に支障を来した場合には、近傍施設（工場）への影響が懸念される。仕様書において、第3種電気主任技術者免状以上の資格等若しくは実務経験等を有する主任者の配置を求めているが、同様の施設が県内に少ないことから経験を有する者が限られており、同様の施設での管理業務経験のある者が確保できない場合、契約更新時は混乱が生じる可能性がある。これまで受託者が変更となった時、事業を円滑に引き継ぐため主任者が業者間を転職して対応したこともある。

[事例17]

委託業務名[所属名]	案内・受付、電話交換業務委託 [県民局・かながわ県民活動サポートセンター]
業務の内容	フロア案内、ホール・会議室等の利用受付、電話交換業務
長期継続契約に関する 所属の説明	業務実施に当たっては、入庁している19機関の対象業務や開所時間、関連情報などを把握した上で対応することが必須であり、受託者が変更となった場合は、年度当初から業務を十分に習得するまでの間は、混乱を来すことが考えられる。なお、同一の業者が受託しているため、これまで問題は発生していない。

[事例18]

委託業務名[所属名]	警備等総合建物管理業務委託[教育局・歴史博物館]
業務の内容	警備保安業務、設備維持管理業務、電話交換業務、観覧料徴収及び案内業務
長期継続契約に関する 所属の説明	年度当初から必要な業務である。中央監視システムは老朽化しているため操作にはコツが必要であり、個々の設備のクセや設備相互の影響を理解するのに時間を要するため、平成23年度の受託者変更当初は、空調制御等に支障が生じることもあった。また、観覧料徴収・受付業務、電話交換業務のスタッフ全員が前会社を辞めた後、新会社に雇用されたため業務が円滑に運営され、大きな混乱は生じなかったが、そうした

	経緯がなければ、来館者や日常業務へ直接影響が生じるおそれがあった。
--	-----------------------------------

[事例19]

委託業務名[所属名]	警察本部庁舎中央監視装置運転委託 [警察本部・施設課]
業務の内容	警察本部庁舎中央監視装置運転委託業務
長期継続契約に関する 所属の説明	警察本部庁舎は、通信指令（110番受理・指令）、交通管制（信号機制御）、電算システム等の警察業務特有の設備等を有しており、中央監視装置運転委託に係る受変電設備をはじめとする各種設備は些細なトラブルも警察業務に甚大なる支障を来すため、委託対象の設備の性能、運転操作、点検調整方法、トラブル発生時の早期対処方法等の詳細を現受託者から引き継ぐ必要がある。また、新たな受託者は高圧ガス製造に関し新たに危機予防規程を定めた上で県への許可申請手続を行い、許可を受けた後に業務を開始する必要があるため一定の日数を要する。そのため、変則的に4月から5月まで前年度受託者と一者随意契約を締結し、6月から翌年3月までの契約を入札で受託者決定した上で4月に契約し、引継ぎのための期間を設けた上で仕様書中に現受託者からの引継ぎを行うよう明記している。

(イ) 年度をまたぐ契約ができないために困難を生じているもの

年度を単位として契約を締結しているために、業務実施に困難が生じているものはないか調査した。

【調査結果】

現在、本県の長期継続契約は「1年を超える」契約とされているが、契約期間が1年を超えない契約で、前年度に契約できれば、効果が大きいと考えられる業務があった。（「第4 監査委員の意見」3）

a 4月1日業務開始

4月1日に業務を開始するために、前年度に現場の確認や業務の引継ぎ等を行おうとするが、単年度契約では4月以降の債権債務契約が不確定な段階での履行準備を相手方に強いており、書類と実態との不整合を生じているものがあつた。これらの業務は、(ア) dの事例14から19までの業務である。

所属の説明によれば、いずれの所属でも、業務開始前に一週間以上の引継ぎが必要であるとしており、入札後、3月中又は

履行期間開始までに現受託者から引継ぎを受けるよう仕様書又は口頭で指示している。

庁舎管理の対象である施設や設備は、老朽化しているものも多いことから、マニュアルの示す操作だけでは十分対応できず、現場従事者の経験や勘に頼っているのが実情であり、次期受託者は業務開始前に現受託者から細かな設備操作や業務手順などを習得することが必要となっている。

新年度開始前の契約準備行為として引継ぎを実施するとしても、所属が必要と考える期間には足りず、年度当初の業務効率低下の一因となっていると考えられる。

仕様書への規定だけでは十分でなく、また県職員が直接次期受託者に引き継ぐことが困難な業務については、前年度における準備期間も含めた年度をまたぐ契約を長期継続契約に位置づけることにより、4月以前に契約を締結し、必要な準備期間を確保した上で業務を開始できるメリットがある。

また、次期受託者が決定した後であっても、契約が成立していない時点で次期受託者に対し現受託者からの引継ぎを強いることは、法第234条第5項が契約確定に要件を設けていることから適切ではない。

b 業務の性質

業務の性質上、一連の業務の完結に時日を要するものでは、当該期間が年度をまたぐ場合に、単年度契約では困難が生じることになる。

(a) 一連の業務が年度をまたぐこともあって、次年度に随意契約の締結を余儀なくされているもの

一連の業務が年度をまたぐ場合、業務が継続しているにもかかわらず新年度に新たに契約を締結することを余儀なくされる。

[事例20]

委託業務名[所属名]	あゆ種苗生産委託[環境農政局・水産課]
業務の内容	あゆ種苗生産（卵から3gの稚魚になるまで生産）及び内水面種苗生産施設の建物等の維持管理業務
長期継続契約に関する 所属の説明	委託内容の中核であるあゆの生産は9月から翌年の5月までであり、単年度契約で受託者が変更となった場合には、4月以降は新規受託者が旧受託者の生産した種苗を受け継ぎ生産を継続することとなり、最終的に契約で定められたあゆを納

	品できなかった場合、責任の所在が不明確となる可能性がある。現在は、年度末経過後の業務について、事前公募により他の受託者が存在しないことを確認の上、随意契約としている。
--	---

(b) 単年度契約にするために事業実施の効果が損なわれているもの

まず視聴者にチャンネルを合わせてもらうことが必要な広報事業にとって、習慣的視聴を確保する上で毎週の放映が重要であり、前年度からの撮影等の期間も含めた年度をまたぐ契約により4月当初から番組放送が可能となるようにできれば、より継続した視聴が期待できるが、現在は単年度契約のため、4月当初の放映を断念している。

[事例21]

委託業務名[所属名]	テレビ広報番組「カナフルTV」の制作・放送業務委託「県民局・広報課」
業務の内容	県広報テレビ番組の制作、放送、二次利用のためのパッケージ制作及びデータ放送業務
長期継続契約に関する所属の説明	番組制作の流れとしては、ロケ撮影後、1週間程度の編集期間を経て、放映の約1週間前にスタジオ収録を行っているが、単年度契約では、4月1日以降でないと撮影ができないため、4月中旬までの放映ができず、視聴者が新年度から県の広報番組が終了したと誤認するおそれがある。

(c) 契約始期をずらすことで効率的な業務実施が可能になると考えられるもの

4月が繁忙期となっているため、業務の繁忙期と年度当初の契約開始時期とが重複し、委託業務の円滑な実施に影響が生じており、契約時期をずらすことで効率的な業務実施が期待できる。

[事例22]

委託業務名[所属名]	ヘルプデスク運用業務委託[総務局・情報システム課]
業務の内容	県業務で利用するシステム等の問い合わせに対する回答業務及び共通利用パソコンの配備・障害対応業務
長期継続契約に関する所属の説明	契約開始日である4月1日から数週間は人事異動に付随する事務手続に関する問い合わせが多く業務多忙な期間であり、多忙期の受託者変更は対応時間が長くなるなど年度当初の委託レベルの低下は否めない。

イ 受託者において、複数年の契約を前提とした投資を行うことが経済的であり、結果として契約額の低減が期待できるものはないか

長期継続契約により、初期投資を回収する期間が確保かつ明示されることで安定した契約となることで業者間の競争促進が見込まれてコスト削減が期待できるものはないか調査した。

【調査結果】

長期継続契約とすることにより、複数年での研修費用等の回収が確実となり、委託費用の低減も期待できる業務があった。（「第4 監査委員の意見」3）

- ・一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内等業務委託[県民局・パスポートセンター]（事例11の再掲）
- ・警察本部庁舎中央監視装置運転委託[警察本部・施設課]（事例19の再掲）

業務開始前に相当の期間の研修や現受託者からの引継ぎを要するものについては、その費用の複数年での回収が可能となることなどから年度当たりの金額の低減が期待できる。

(3) 制度運用について

ア 本県条例及び本県規則は法の趣旨に沿ったものとなっているか、他都道府県の条例等と比べてどうか

長期継続契約の対象とする具体的な契約の範囲は地方公共団体の自主性に委ねられていることから、本県の規定状況が法の趣旨に沿ったものになっているか、他都道府県と比べてどうか、条例主管課である予算調整課及び東京都、大阪府、北海道、兵庫県、愛知県、埼玉県、千葉県、福岡県、静岡県の9都道府県に対し条例の内容等について調査した。

【調査結果】

対象としている委託業務としては、特に庁舎管理関係業務において、本県と他都道府県に差異が認められた。（「第4 監査委員の意見」3）

他都道府県では運用通知における解説やQ & Aなどにより、条例の考え方や具体例を示すなど工夫が見られた。（「第4 監査委員の意見」2）

長期継続契約の対象とする委託業務について見ると、庁舎管理関係業務（清掃、警備、設備・機器の保守）の委託について、8又は9都道府県が長期継続契約の対象としているのに対し、本県では全く対象としていなかった。これは、設備投資を伴わない、保守点検以外の委託業務について、本県では長期継続契約の対象とするか否かの判断のため次のような基準を設けており、業務遂行に当たり資格が必要なもの、教育訓練が必要で一定の習熟期間を要するものなど「高度な専門性・技術が不可欠であること」や「一年間を超える期間継続して役務の提供を受けることが不可欠であること」を要件としていることなどに起因している。

予算調整課の判断基準

A 高度な専門性・技術が不可欠であること

「高度な専門性・技術」とは、資格要件が必要であったり、あるいは業務遂行のために教育訓練等が必要で、そのため一定の習熟期間を要したりするものなどが考えられる。

B 県民サービスの維持、行政の円滑な運営にとって安定的な役務の提供が不可欠であること

県民サービスの提供に当たり、受託業者の変更によって相当程度の混乱が生じるものを対象とする。無用な混乱やサービスの低下を抑止することが目的であって、単なる内部事務の負担軽減のためではないことに留意する。

C 一年間を超える期間継続して役務の提供を受けることが不可欠であること

一年間を超える期間、一日も欠かすことなく、契約の相手方から債務の履行を受けなければ支障があるものを対象とする。従来電気、ガスや不動産の借入れ契約などと同様に扱うに足るものである。したがって、一年を超える期間、複数年継続して役務の提供を受けることが前提となる。

D 複数年契約することが商習慣として認められること

商習慣上、複数年にわたり契約することが一般的であるものを対象とする。一般的かどうかは、他県や県内市町村の状況、社会通念等から判断する。

しかし、16年法改正時の自治行政局長通知は上記のような要件を付しておらず、上記の4要件は、他の都道府県に比べても長期継続契約の対象となる委託業務を極めて限定的なものとしている。

例えば、自治行政局長通知では政令の「毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの」の例示として庁舎管理業務委託契約を挙げているが、本県では「高度な専門性・技術が不可欠であること」の要件を満たさないとして、対象としていない。

このように、本県の場合、長期継続契約について、会計年度独立の原則の例外的な取扱いであり、将来の予算編成を拘束することになりかねないとして、その範囲を他都道府県より限定的にしているが、さらに、本県では長期継続契約の対象業務が前記のとおり分かりにくいものとなっている。

これに対し、照会した都道府県の中には、むしろ運用通知やQ & Aにより、条例の運用の考え方や適用する場合を分かりやすく解説しているものがあつた。さらに、長期継続契約締結に係る起案文書に契約金額の低減額を記載させることで、長期継続契約のメリットを確認させ、長期継続契約への移行を促す一助としている事例があつた。

本県及び9都道府県における状況は、次のとおりである。

(ア) 他都道府県における条例の定め方

本県条例第2号では、「機械警備、情報処理その他の役務の提供を受ける契約であつて、1年を超える期間継続して役務の提供を受ける必要があると認められる業務に係るもの」と、対象となる契約の性質を規定している。

この点について、他都道府県では次のように扱っている。

長期継続契約の対象となる業務の内容の規定方法	他都道府県	本県
条例に個別の契約名を規定している	1	
条例に対象となる業務又は契約の性質・内容等を規定し、具体的な対象を規則、告示等で規定している	4	
条例に対象となる業務又は契約の性質・内容等を規定している(対象を限定せず、性質等が合致していれば対象としている)	4	

(ウ) 年度をまたぐ一年に満たない契約の扱い

本県では年度をまたぐ一年に満たない契約を対象としていないが、他都道府県では次のように扱っている。

	他都道府県	本県
長期継続契約の対象としている	4	
長期継続契約の対象としていない	5	

対象としている契約は、暖房機器の管理業務（採暖期10月から4月）などである。

(エ) 現行の規則に位置付けられた長期継続契約の対象となる業務の考え方

本県条例第2号の規定に該当する契約のうち、業務遂行に当たり必要な設備をあらかじめ備える必要がある業務、商習慣上1年を超える契約期間を設けることが一般的なリース契約による物品の保守点検業務以外の契約については、4つの判断基準を設け、全てを満たした場合に長期継続契約の対象としている。

しかし、他都道府県では、「高度な専門性・技術が不可欠であること」に着目した事例はなかった。

(オ) 長期継続契約の対象としている主な委託業務

対象としている業務について、本県と他都道府県を比較すると、次のとおりである。

	他都道府県	本県
庁舎設備の保守管理業務	9	×
警備業務	8	×
清掃業務	8	×
情報処理業務	8	
給食業務	6	
診療報酬請求等医療事務	4	
職員の給与・旅費等の支給事務等	4	
旅券申請の受付・交付業務	3	×
広報業務	1	×

本県では、専門性を要件としているため庁舎管理関係業務（庁舎設備の保守管理、警備、清掃）は対象になっていない。また、給食業務についても、本県では流動食等の配慮が必要な入院患者や福祉施設の入居者等への給食業務に限定している。

(カ) 長期継続契約の対象となっていない委託業務について、新たに位置付けを希望する所属の意向聴取、調整方法

本県では、平成22年度には「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく条例及び施行規則の見直しのため、改正要望等について各局予算主任に対し照会を行なったが、長期継続契約制度は厳格に運用すべきものであり、適用範囲の拡大に関する要望を積極的に求めるものではないとして、現時点で、全庁的な照会を行う予定はない。ただし、適用の要望については随時受け付けており、個別対応により判断している。

この点について、他都道府県では次のように扱っている。

	他都道府県	本県
毎年要望の取りまとめをしている	1	
要望があるごとに内容を聴取し対象とするか否か判断している	5	
個別の入札に際し、必要性を判断している	1	
位置付けは特に行っていない（最終的には所属が判断）	2	

(キ) 制度運用の工夫、適用範囲拡大の際の取組

本県では、財政課長通知で対象となる契約の種類が例示されているが、他都道府県の事例では、入札等執行に係る起案文書に長期継続契約のメリットを記載させているものがあつた。例示として示されたメリットとは「契約の相手方が業務を習熟することにより、技術が向上し、より良質で、かつ、安定的なサービスの提供が受けられる」ことや「長期の契約により安定した契約になり、業者間における競争促進が見込まれることや投下資本を回収する期間が長くなることにより、コスト削減が期待できる」ことであり、契約締結の起案文書には単年度契約時の契約金額と比較した削減額を記載させる欄を設けていた。

イ 業務に支障をきたしていないか

制度設計と所属の執行実態とに乖離が生じ、業務に支障が生じていないか調査した。

【調査結果】

現在、長期継続契約の対象とされていない庁舎設備や機器の保守管理業務について、職員数の減少や職員配置の変化により、技術の伝承が困難となつてきており、契約更新時の業者間の引継ぎに頼る部分が増えているという実情があると認められた。（「第4 監査委員の意見」1）

(ア) 既に長期継続契約を締結している委託業務について

調査では、長期継続契約としたことによる課題は特になくという回答が大半であった。

課題があるとした所属の回答は、「契約期間中に制度改正や事情変更があった場合に委託内容の変更が必要になる」、「万が一履行内容が不良な受託者と契約した場合の品質管理についての懸念」などであり、現実には課題が生じているものはなかった。

(イ) 現在、長期継続契約の対象とされていない委託業務について

一次調査では、単年度契約における課題として、県民サービスや業務効率の点で、「契約の切替え時に受託者が業務に慣れるまで職員のサポートが必要である（庁舎設備管理、庁舎警備、自動車運行管理など全般的な契約）」、「相談者や利用者に継続した支援ができない（相談・支援業務）」、「毎年度の調達事務が煩雑である（全般的な契約）」などの回答があった。

二次調査では、特に庁舎管理関係業務において、事前に現場確認や機器の操作、緊急時の対応などのため準備期間が必要であるが、実際には前年度3月下旬に業者決定し十分な準備期間がとれない中で職員が受託者に対する支援を行い年度当初を乗り切っている実情があった。

その背景には、庁舎管理関係業務の中には以前は技術職員が業務を担当していたが、その後技術職の配置がなくなり外部委託となって、一般行政職員が委託関連業務を担当するという場合もあり、設備の細かな手順や機械のクセなど受託者の中で伝承されたものまでは把握しにくく、業者間の引継ぎに頼る面が増えている実情がある。

こうした実情に対しては、長期継続契約にすれば合理的な範囲で職員の負担を軽減できると考えられる。すなわち、契約事務等の負担のみならず、業者説明等の負担も長期継続契約の期間に応じて軽減でき、また、4月1日開始の契約についても、契約の始期を年度途中とすることで非繁忙期に設定することができる。

また、会計事務処理上も、4月1日契約が困難な状況があった。自治行政局長通知で「毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの」を例示しているのは、4月1日に契約と役務の提供が同時に開始するのは実態上あり得ないという前提があると考え

られるが、本県では、法改正以前から、年度開始前の契約準備行為として入札の執行、見積書の徴取等を行っており、「毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの」でも単年度契約で対応してきている。

しかし、会計局では、「年度末から年度始めにかけての会計事務については、新旧両年度の事務が集中する等、実務上の困難が生じており、円滑な執行を図る必要があるため」として、年度開始前の契約準備行為の範囲を拡大しており、平成24年度契約の締結に向けた対応として、契約の開始日が4月1日である継続契約の特例処理に係る通知を発出している。具体的には、「4月1日から給付が始まり、前年度に引き続き業務の継続が必要で、事業実施について政策的判断の余地がない維持運営費等業務については、年度開始前の契約準備行為として、予算の議決日以降の3月中に執行伺を起票し支出負担行為の決裁まで行うことができるものとし、新年度開始後速やかに契約を締結する」というもので、その特例の対象は「庁舎警備委託業務、庁舎・施設総合管理業務、冷暖房設備管理業務、エレベーター管理業務・・・(中略)・・・等で、設備点検・清掃等定期的に実施される業務(故障が生じたときに職員を派遣して修理等する業務を含む。)が、4月1日又は年度の最初の開庁日から行われるもの」とされている。

専門性という判断基準でこうした業務が長期継続契約の対象となっていないが、こうした特例処理の存在自体が、これらの業務については「翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす」ことを示していると考えざるを得ない。

さらに、一次調査で、単年度契約による支障があり長期継続契約の要望があった業務について二次調査を行なったところ、大部分の所属は、当該業務が現行本県条例及び本県規則の適用対象外であると理解していたため適用の拡大を求めることは考えておらず、予算調整課に確認を行うなどの対応を行っていなかった。

2 監査の結果

委託契約における長期継続契約制度の運用状況を経済性・効率性・有効性の面で監査したところ、既に適用されている業務では、単年度契約時と契約条件が同一であると回答のあった長期継続契約について、単年度契約時の契約金額に比べ年割額で平均29.4%低下しているなど、経済性や行政サービス

の質あるいは業務効率の向上に寄与しているといった成果が確認された。

一方、この制度が適用されていない業務でも経済性・効率性・有効性の観点から、今後適用の検討が必要と思われる業務があるなど課題も確認された。

なお、長期継続契約によっている委託契約について監査した結果、合規性の面で指摘事項に該当するものは認められなかった。

第4 監査委員の意見

長期継続契約は16年法改正までは、契約相手方が特定され、かつ、長期にわたって継続することが想定される契約について、毎年の契約締結手を省略できるものとして制度化されていた。一方、同法改正で拡大された対象については、民間で長期にわたって継続する商慣習が経済的なものとして定着している契約、業務の必要性が年度末で切れることなく継続することが自明のものを委託する契約が例示されており、これらを条例に定めることにより、債務負担行為によることなく翌年度以降にわたり複数年度にわたる契約を締結できることになっている。

この拡大された趣旨を踏まえて今回行政監査を行った結果、本県における長期継続契約制度の取扱いにおいて合理性を欠いている面が認められた。そこで、本県の運営の合理化に資するため、本報告に添えて、法第199条第10項に基づいて次の意見を提出する。

1 制度の運用の充実に資するための意見

本県条例のもと、長期継続契約を締結している業務の運用改善、今後長期継続契約を締結しようとする業務の運用の一助とするため、先行の取組事例を共有するなどの方策を検討する必要があると考えられる。

長期継続契約については、受託者の業務スキルの蓄積・向上によるより良質な行政サービスの提供といったメリット（調査結果、 ）の一方で、長期の収益が確保されることによる受託者のマンネリ化、怠惰による履行不良の発生懸念、将来の業者選定時における現受託者の優位性などの課題が想定され、既に長期継続契約を締結している契約については、その対応として業務の品質確保や競争性を確保するための工夫を行っている事例が認められた（調査結果、 ）。

したがって、既に制度を適用している業務の運用改善、今後新たに制度を適用しようとする業務の運用に資するために、こうした参考となる取組事例を共有する方策を検討する必要があると考えられる。

また、取組事例としてはなかったが、競争性を一層確保するため、併せて職員の負担軽減（業務効率の向上）を図るためにも、共通的に多く見られる

業務については標準の様式を整備することや、受託者が得た業務実施上のノウハウを行政に引き継ぎ、次回の調達に反映させる方策を検討する必要があると考えられる。

2 制度の定着に資するための意見

長期継続契約は、経費の削減、調達方法の改善、ひいては事務改善にもつながるものであることから、長期継続契約の締結の適否について部局全体で検討できるよう、条例の考え方を明示したうえで、関連規定を一元的・効果的に情報提供するなどの工夫を検討する必要があると考えられる。

制度上は長期継続契約の対象となっている委託業務で、将来的な見通しが不確実なため単年度契約を行っている事例、これまで単年度契約を締結していたが部局の関与により長期継続契約に移行した事例があった（調査結果）。

今回の調査で、設備投資の影響が少ない業務においても長期継続契約が経費の削減につながっていることが確認されており（調査結果）、調達方法の改善、ひいては事務改善にもつながるものであることから、将来的な見通しについて十分な検討を行ったうえで長期継続契約の適用が可能なものには適用していくことが必要である。そのためには、個別所属だけでなく、部局全体として、局内の現状や課題を把握しながら制度適用のメリット・デメリットを比較衡量し、検討する必要があると考えられる。

また、長期継続契約の対象となっていない委託業務で、単年度契約による支障があり、長期継続契約を希望すると回答した所属の中で、新たに対象の契約の種類に位置付けるよう働き掛けを行っている所属はなかった。これは、長期継続契約が例外的な取扱いであると認識していたこともあるが、関係規定の所在や長期継続契約の判断基準、具体的な対象が分かりにくいといった理由で、当該業務の妥当性、有効性などの観点から総合的に検討できなかった可能性も否めない。特に運用通知における「専門性が高く、安定的かつ円滑な役務の提供を必要とする業務」に分類される業務の委託については、何をもって専門性を判断するのか等を通知から読み取ることは難しい（調査結果）。

他都道府県の事例をみると、運用通知やQ & A形式で、条例の考え方や具体例を示している県や起案文書に長期継続契約による支出の低減額を記載させるなどにより長期継続契約の具体的なメリットを申告させて経済性の向上を図っている県もあった（調査結果）。

そこで、条例の考え方や具体例を明示したうえで、関連規定や1で要望した取組事例を一元的・効果的に情報提供するなどといった工夫を検討する必

要があると考えられる。

3 制度導入の効果の拡大に資するための意見

本県の長期継続契約の対象業務は、他の都道府県に比べ、やや限定的に過ぎることが懸念されるため、経済性の向上を確保する仕組みを整備することを前提とした上で、庁舎管理関係業務など対象業務の種類を拡大を検討する必要があると考えられる。

長期継続契約は、設備購入コスト、採用コスト、研修コスト等の物的及び人的な初期投資の回収期間を契約期間として明示的に確保することにより、不透明な参入障壁を解消して経済的な契約価格を実現するとともに、複数年度の契約手続を一回で済ませることにより業務効率を向上させる性格を有している。

このような性格を有する長期継続契約について、本県では、対象とする委託業務の判断基準として、次のような要件を設け、全てに合致した場合に対象としている。

- A：高度な専門性・技術が不可欠であること
- B：県民サービスの維持、行政の円滑な運営にとって安定的な役務の提供が不可欠であること
- C：一年間を超える期間継続して役務の提供を受けることが不可欠であること
- D：複数年契約することが商習慣として認められること

しかしながら、こうした要件に該当しないものの中にも、長期継続契約の対象とすることで経済性や効率性の向上に寄与すると考えられる委託業務が見受けられ、このような本県の取扱いは、やや限定的に過ぎることが懸念される（調査結果、 ）。

すなわち、研修費用等の初期投資が多額であり、経済性の向上が見込めるものでありながらCの要件に該当しないとして経済性向上の機会を逸しているものがあつた。また、同一事業者との契約継続の必要性が明らかな一連業務であるにもかかわらず次年度に改めて随意契約を行っているなど業務効率の面で望ましくないものがあつた。これは、16年法改正の効果として、初期投資の回収期間を明示することによって経済性を向上させること、また、年度途中で始期を、翌年度途中で終期を設定する契約により業務効率を向上させることが可能になったことを十分には活かしていないと考えられる。

特に、庁舎管理関係業務については、制度を所管する総務省においても長期継続契約の対象とすることを想定し、今回調査を行った他都道府県でもほとんど全ての都道府県が対象としており（調査結果、 ）、「高度な専門性・技

術」を有しないとして長期継続契約の対象としない理由は認められない。

したがって、他の都道府県の動向も考慮し、新たに長期継続契約とする契約については契約金額の低減見込み額を申告させるなど経済性の向上を確保する仕組みを整備することを前提とした上で、対象業務の種類拡大を検討する必要があると考えられる。

資料1 一次調査結果の概要

資料1 - 1 - 1 調査票1 (既に長期継続契約を締結しているもの)

局別契約種別内訳

	条例施行規則該当区分										
	1 - 1	1 - 2	1 - 3	2	3	4	5	6	7	8	9
	機械警備	スクールバス運行	その他	条例第1号に係る物品の保守	情報処理	医療事務	臨床検査	給食	放置違反車両関係	給与等支給等	自動車税関係
政策局	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
総務局	5	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0
安全防災局	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県民局	5	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0
環境農政局	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健福祉局	6	2	0	1	1	2	0	0	0	0	0
商工労働局	5	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0
県土整備局	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	3	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
議会局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育局	179	148	21	0	0	5	0	0	5	0	0
教育局	7	2	1	0	0	4	0	0	0	0	0
教育機関	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0
高等学校	123	123	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	46	21	20	0	0	0	0	0	5	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	12	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0
計	227	163	21	5	5	12	0	0	5	12	2

資料1 一次調査結果の概要

資料1 - 1 - 2 調査票1（既に長期継続契約を締結しているもの）における主な意見

条例施行規則該当区分を指す

項目	主な意見	該当区分
長期継続契約にしたことによる県のメリット	○単年度契約時の契約金額に比べて、契約金額が低減した	1 - 1、1 - 3、3、7、9
	○委託先の業務スキルの維持・向上を図ることが可能となり、県民サービス、事務効率が向上した ・年度切替え時の委託レベルの低下が減少または解消した ・安定的、継続的、円滑な業務運営ができる （情報システムの初期設定時の負荷軽減、それに伴うリスク回避警備機械設置・設定の煩雑さの解消など） ・節電や執務環境の保全など施設運営へのより適切な助言が期待できる ・年度末、年度当初の調達に係る事務負担が軽減された	ほぼ全区分
	○受託者での人材育成、ノウハウの蓄積が行われ、設備の老朽化などの特性に応じて、委託業務について一定レベルの品質確保ができる	1 - 1、1 - 3 など
	○停電、災害など緊急時など迅速、的確な対応が期待できる	1 - 3 など
	○受託者との連携がスムーズとなり、業務の質が向上した	1 - 1 など
長期継続契約にしたことによる課題	○契約期間中に大幅な委託内容の変更があった場合の対応 ・業務量や契約金額の見直しなど契約変更が必要 ・履行期間中の事情変更の発生率が高くなった	1 - 1、1 - 2、1 - 3、3、9 特に1 - 1、1 - 2
	○契約期間満了後、当該受託者以外の参入できない状況の懸念	1 - 1 など
	○受託者の従事者に入れ替わりがあった際、対応に差がある （契約当初に携わった発注・受注者が共に異動し、担当者間のコミュニケーションが希薄になるなど）	1 - 1、3 など
	○万が一不良業者（履行内容等に問題がある）と契約した場合、契約を解除することが難しく業務の品質確保に問題が出る懸念がある	1 - 2、7
	○長期の収益が確保されることによる受託者のマンネリ化、怠惰からくる業務レベルの低下	1 - 1、7
	○契約時の機器を長期間使用することで、機械警備の場合、警備機器の劣化の判断が適正にされないことと業務レベルの維持に懸念がある	1 - 1 など

項目	主な意見	該当区分
業務の品質確保のための工夫	○仕様書の内容を、より詳細に定めた。 契約の詳細を業務計画書により定めている	1 - 1、1 - 3、3、9
	○定期的な業務報告会を実施して、業務の品質確保や問題点などを検討・改善	ほぼ全区分
	○（建物設備管理で）業務開始前に業務内容の説明を受ける	1 - 1、1 - 3
	○定期検査、随時検査の際に、受託者との間で協議する	2
	○月間運用状況、作業実績報告書を提出させて確認、協議	3
	○コールセンター応答率が90%を下回った場合、支払い代金を減額するインセンティブを設定	1 - 3
	○定期的に活動状況を確認し、是正すべき点がある場合は責任者を招致して指導	7
○業務実施細目により履行状況が不良な場合等の対応について定めた	1 - 1	
次回契約更新時、競争性を確保するための工夫	○総合評価一般競争入札を採用し、契約ごとに総合評価の評価点を見直し	7
	○準備期間などを多く確保させるため、入札時期を可能な限り早期に設定する	ほぼ全区分
	○入札日程に余裕をもたせ、新規参入者が現場確認などを行いやすくする	ほぼ全区分
	○県が要求する業務の履行を担保するための、競争入札参加者にとって分かり易い仕様書等の作成	1 - 3
	○仕様書の内容を詳細、明確にする	ほぼ全区分
	○機器の設置条件設定に当たり公平性を考慮	1 - 1
	○各社の特長、差異を把握し、それを仕様反映させるため、各社からの聴き取りを実施	1 - 1
○業務マニュアルを公開する	8	
次回契約更新時、競争性を確保するための課題	○翌年度の契約準備がより早期に実施できるような制度改善が望まれる	1 - 1（県立学校）
	○機械警備の標準仕様書の雛形を掲載してほしい	1 - 1（特別支援学校）
	○所属の担当者が必ずしも当該業務に習熟しているわけではないので、仕様書作成に当たっての雛形が必要	1 - 1（県立学校）
	○仕様書の内容をより明確にし、詳細にするため、発注者側が業務内容や機器についての専門性を高めることが必要	1 - 1
	○過大規模化する特別支援学校における食数決定見通しの難しさ	1 - 3
	○既存業者は機器の設置及び配線の必要がないが、新規業者は必要であり、入札の公平性に疑問	1 - 1（県立学校）
	○他社が受注した場合、現在使用している機械警備業務の通信回路等の確保に課題がある	1 - 1（土木事務所）

【参考】

条例第2号の規定に該当する契約

- | | |
|-------|------------------------|
| 1 - 1 | 機械警備 |
| 1 - 2 | スクールバス運行 |
| 1 - 3 | その他（機械警備・スクールバス運行以外） |
| 2 | 条例第1号契約に係る物品（*）の保守点検業務 |
| 3 | 情報処理 |
| 4 | 医療事務 |
| 5 | 臨床検査 |
| 6 | 入院患者に対する給食等 |
| 7 | 放置違反車両の確認、標票取付け |
| 8 | 職員の給与等の支給、福利厚生に関する事務 |
| 9 | 自動車取得税・自動車税申告書等受付等 |

（*）条例第1号の規定に該当する契約に係る物品

- | |
|-----------------|
| ・事務用品機器類 |
| ・船車類 |
| ・家具、寝具類、ちゅう具類 |
| ・計測機器類 |
| ・写真光学機器類 |
| ・医療機器類 |
| ・試験実験機器類 |
| ・諸機械類 |
| ・その他知事が適当と認めるもの |

資料 1 - 1 - 3 調査票 2 (単年度契約で契約額 100 万円を超えるもの) における主な意見

項目	主な意見	該当事業
単年度契約による課題	<p>○県民サービス、事務効率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者の切替時に受注者が業務に慣れるまで職員のサポートが必要で、特に年度当初の職員負担が増える。緊急時の対応が懸念される ・老朽化、特殊性など設備の特性に慣れるまで職員のサポートが必要 また、習熟した職員が異動した場合には、受託者への指導、教育が困難 ・大規模施設のため施設及び利用状況など全体把握に時間を要し年度当初の委託レベル低下が不可避 ・施設利用・予約の受付業務や問い合わせ業務の習得に時間を要するため年度当初の委託レベル低下が不可避 ・申請の審査能力を習得するまでに時間を要し、県民サービスに影響 ・年度をまたいで継続利用する相談者に対して安定的、継続的な支援ができない ・安定的な研究成果の確保が困難となるおそれがある ・撮影等番組制作期間の不足から、年度当初の業務履行に支障が生じている ・情報システム運用レベル低下のリスクを常に考慮しなければならない (情報セキュリティ確保、システムダウン回避など) ・毎年度契約締結事務を行うため、年度末、年度当初の調達業務が煩雑 	<p>庁舎警備、庁舎設備管理、自動車運行管理など全般 庁舎設備管理など</p> <p>警備保安等</p> <p>案内・受付、コールセンター</p> <p>申請書の受付・審査・交付 相談・支援</p> <p>調査研究 広報</p> <p>情報システム運用</p> <p>全般</p>
	<p>○計画的な事業執行・改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の提案が期待できない ・長期的な事業プログラムが組みにくい 	<p>エレベーター保守管理、庁舎設備管理など 研修員受け入れ事業</p>
	<p>○受託者側の人材確保・育成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い相談業務において長期計画にたった専門員養成ができない ・専門性の高い相談業務において、数年にわたる統一的な支援が困難など、相談体制、相談員のスキルアップのレベル低下が避けられない ・長期雇用を保証できないため、能力ある人材の確保が難しい 	<p>相談事業、障害者支援事業 相談事業、地域生活定着・就業支援事業</p> <p>観光</p>

項目	主な意見	該当事業
長期継続とした場合のメリット ・県におけるメリット	○契約金額が低減するなど、経済性について <ul style="list-style-type: none"> ・受託者による物品の調達で、複数年分の大量発注ができる ・受託者が利用するリース物品に係る費用が軽減する ・継続的な保守管理により業者側のコストが抑制される ・受託者を選考するための選考委員会報償費が節減できる など、より廉価な契約が期待できる	施設維持管理 相談・支援 庁舎警備 相談・支援
	○県民サービス、事務効率の向上について <ul style="list-style-type: none"> ・業務への習熟度が高まることやノウハウの蓄積により、より質の高い業務履行ができる。また、災害など緊急時、夜間・閉庁日に迅速・適切な対応ができる ・年度当初からの安定的・継続的な業務執行ができる ・長期にわたって設備を把握していることで、機器の交換修理など適切な助言を得られるなど、より適切な保守が期待できる ・継続性のある、また関係機関との連携体制のとれた指導助言ができる ・職員負担が軽減する（年度末・年度当初の調達事務、引継ぎ時の受託業者指導・教育） ・職員異動時の円滑な年度当初からの業務継続 ・ノウハウの蓄積などによる研究成果の向上 ・情報システムの円滑な運営確保 	庁舎警備、庁舎管理など全般 相談・支援、案内、広報など全般 庁舎管理など 相談・支援 全般 調査研究 情報システム運用
	○計画的な事業執行・改善について <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的視点からの事業改善が可能となる ・本年度の実績を踏まえ、早い段階から次年度打ち合わせができる ・中長期的視点からの事業提案や改善が可能となる（修繕・メンテナンス計画、事業プログラム、広報（教育）計画） ・計画的な情報システムの改修ができる 	地域振興 健康診断 情報システム運用
	○受託者側の人材確保・育成について <ul style="list-style-type: none"> ・受託者側で計画的な人材育成が行われ、委託業務の質が上がる 	相談・支援

項目	主な意見	該当事業
長期継続とした場合のメリット ・業者におけるメリット	○契約金額が低減するなど、経済性について <ul style="list-style-type: none"> ・単年度ではなく複数年度利益を確保できることにより、雇用・設備投資、資金繰り等をより計画的に実施が可能となる ・当該施設を熟知した警備員・電気職を長期的に配置でき、それにより教育訓練等に係る期間、費用を縮小できる ・複数年にわたる収益確保を見込める ・年度ごとの契約事務コストの軽減 	庁舎警備、自動車運行管理 庁舎警備 情報システム運用 全般
	○県民サービス、事務効率の向上について <ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウの蓄積などで利用者サービスが向上する ・年度当初から、よりスムーズに契約業務が履行できる 	全般 全般
	○計画的な事業執行・改善について <ul style="list-style-type: none"> ・中期的視点からの事業実施や改善が可能 ・複数年での研究計画をもとに経費を計画的・効率的に利用できる ・利用者に対して長期的な就業支援計画を立てることができる ・長期にわたり設備を把握し精通することで、より適切な保守計画が提案できる ・県内支援施設や関係団体とのつながりを活かし、安定した相談ができる また、相談業務の中長期計画を策定し、事業の展開が広がる。 ・情報システムの改善又は新たな技術の導入など、長期的な視点での提案がしやすくなる 	地域振興、情報提供・相談 調査・研究 相談・支援 庁舎設備管理 相談・支援 情報システム運用
	○受託者側の人材確保・育成について <ul style="list-style-type: none"> ・業務に精通し熟練した人材を安定的・継続的・計画的に確保できる ・要員の採用・配置など人事計画が立てやすい ・継続性のある事案に高い専門性をもって対応できるスタッフ育成ができる 	全般 全般 相談・支援

項目	主な意見	該当事業
受注者からの提案、要望	<p>○制度適用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年とすることが、より望ましい ・長期継続契約を要望 	<p>施設点検、相談・支援、 文書集配（障害者）、設備保守 相談、設備保守管理、あゆ種苗生産</p>
	<p>○提供するサービス内容の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注する大学側としては県との共同研究であるので、継続実施できる調査フィールドや学部生、大学院生の研究論文のテーマを確保できるように、長期継続契約を要望 ・単年度入札では 経営プランが立てにくい 準備期間がなく、質の高いサービスが提供できない 講師の雇用が困難である ・長期継続契約により、施設特有の問題にも迅速・的確に対応できるようになる 	<p>調査研究</p> <p>指導員講習</p> <p>警備・建物管理</p>
	<p>○計画的な事業執行・改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は単年度契約のため、中長期的視点からの事業改善ができない 	<p>地域振興</p>
	<p>○受託者側の人材確保・育成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者側としても、単年度入札の場合、人材確保・教育の面でコストをかけにくい 	<p>パスポート業務</p>

資料2 根拠法令等

1 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）～抄～

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（契約の締結）

第234条 （略）

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 （略）

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

2 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）～抄～

（長期継続契約を締結することができる契約）

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

3 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年10月18日神奈川県条例第87号）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約のうち規則で定める契約とする。

- (1) 事務用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上1年を超える契約期間を設けることが一般的であると認められるもの
- (2) 機械警備、情報処理その他の役務の提供を受ける契約であって、1年を超える期間継続して役務の提供を受ける必要があると認められる業務に係るもの

4 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成17年10月18日神奈川県規則第150号）

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年神奈川県条例第87号。以下「条例」という。）に規定する規則で定める契約は、次の表のとおりとする。

区分	契約の種類	契約期間の上限
条例第1号の規定に該当する契約	1 事務用機器類の借入りに係る契約	借り入れる物品の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。
	2 船車類の借入りに係る契約	
	3 家具、寝具類及びちゅう具類の借入りに係る契約	
	4 計測機器類の借入りに係る契約	
	5 写真光学機器類の借入りに係る契約	
	6 医療機器類の借入りに係る契約	
	7 試験実験機器類の借入りに係る契約	
	8 諸機械類の借入りに係る契約	
	9 その他物品の借入りに係る契約で知事が適当と認めるもの	

<p>条例第 2 号の規定に該当する契約</p>	<p>1 機械警備業務、スクールバスの運行の業務その他の業務を遂行するために必要な設備、機器等を備え、及び使用する必要がある業務であって、商慣習上 1 年を超える契約期間を設けることが一般的であると認められるものの委託に係る契約</p>	<p>備え、及び使用する設備、機器等の耐用年数。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。</p>
	<p>2 条例第 1 号の規定に該当する契約の項に掲げる契約に係る物品の保守点検業務の委託に係る契約</p>	<p>借り入れる物品の耐用年数。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。</p>
	<p>3 情報処理業務の委託に係る契約</p>	<p>3 年。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。</p>
	<p>4 医療事務の委託に係る契約</p>	
	<p>5 臨床検査業務の委託に係る契約（ 1 の項に掲げる契約を除く。）</p>	
	<p>6 入院患者に対する給食業務並びに福祉施設の入所者及び通所者に対する給食業務の委託に係る契約</p>	
	<p>7 放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の委託に係る契約</p>	
	<p>8 職員の給与、旅費等の支給及び福利厚生に関する事務の委託に係る契約</p>	
	<p>9 自動車取得税及び自動車税に係る申告書等の受付並びに納付書及び納税証明書の作成及び交付並びにこれらの県税の収納に関する事務の委託に係る契約</p>	